

板柳町 公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定

令和4年3月改訂

目次

はじめに

- 1 計画策定の背景・目的 1
- 2 計画の位置付け 2

第1章 町の概要

- 1 町の概要 3
- 2 人口動向 4
- 3 財政状況 7

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

- 1 対象施設 10
- 2 公共建築物 11
- 3 インフラ施設 20
- 4 将来における更新費用の推計 22
- 5 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み 25

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- 1 計画期間 28
- 2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 28
- 3 現状や課題に関する基本認識 29
- 4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 30

第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

- 1 学校教育系施設 33
- 2 生涯学習系施設 33
- 3 産業系施設 34
- 4 福祉系施設 34
- 5 行政系施設 35
- 6 公営住宅 36
- 7 都市基盤施設 36
- 8 その他の施設等 37
- 9 道路 37
- 10 橋りょう 37
- 11 下水道施設 38
- 12 管渠 38

はじめに

1. 計画策定の背景・目的

日本全体（主に都市部）では、高度経済成長期（昭和 30 年代から昭和 40 年代後半）に集中的に公共施設等を整備してきたことを考えると、当町の公共施設等も日本全体の傾向と同様に、時代の経過とともに老朽化が進行し、やがて一斉に更新時期を迎えることとなります。更新費用も一斉に必要なことが予想されますが、厳しい財政環境下にあること、さらには財政運営上の構造的なマイナス要因である少子高齢化や人口減少社会の進行を勘案すると、更新費用の削減策を伴う財源確保が課題となっています。

一方、社会経済情勢の変化に伴う公共施設等に対する需要の変化、さらにはライフスタイルの多様化への対応などの観点から、これまで公共施設等が担ってきた役割や提供してきたサービスの見直しなど、質量両面から公共施設等全体のあり方を見直すことも課題となっています。

これらの課題を一体的に解決しなければ、多くの公共施設等は物質的・機能的に朽ちてしまうことが予想されることから「公共施設等の更新問題」と言われています。

このような中、平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化計画」における地方公共団体の「インフラ長寿命化基本計画（行動計画）」に位置づけられる計画として、平成 26 年 4 月 22 日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、公共施設等の老朽化の状況や、今後の人口や財政状況等の見直しについて把握・分析を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を定めることを目的として、「板柳町公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 3 月）を策定しました。

今後は、策定された公共施設等総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、不断の見直しを実施し、充実させていくことが重要であることから、総務省より、平成 30 年 2 月 27 日に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂」、令和 3 年 1 月 26 日に「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項」が示されました。これらに記載された総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等を踏まえて、「板柳町公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）」を改訂しました。

本計画の目的は、公共施設及びインフラが担う必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避して、公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営の両立を目指すものです。

このために、庁舎、学校教育系施設、公営住宅等の公共建築物、及び道路、橋りょう、上下水道等の社会基盤施設（以下、「インフラ施設」という。）の管理運営や維持更新を長期的・戦略的に行っていきます。

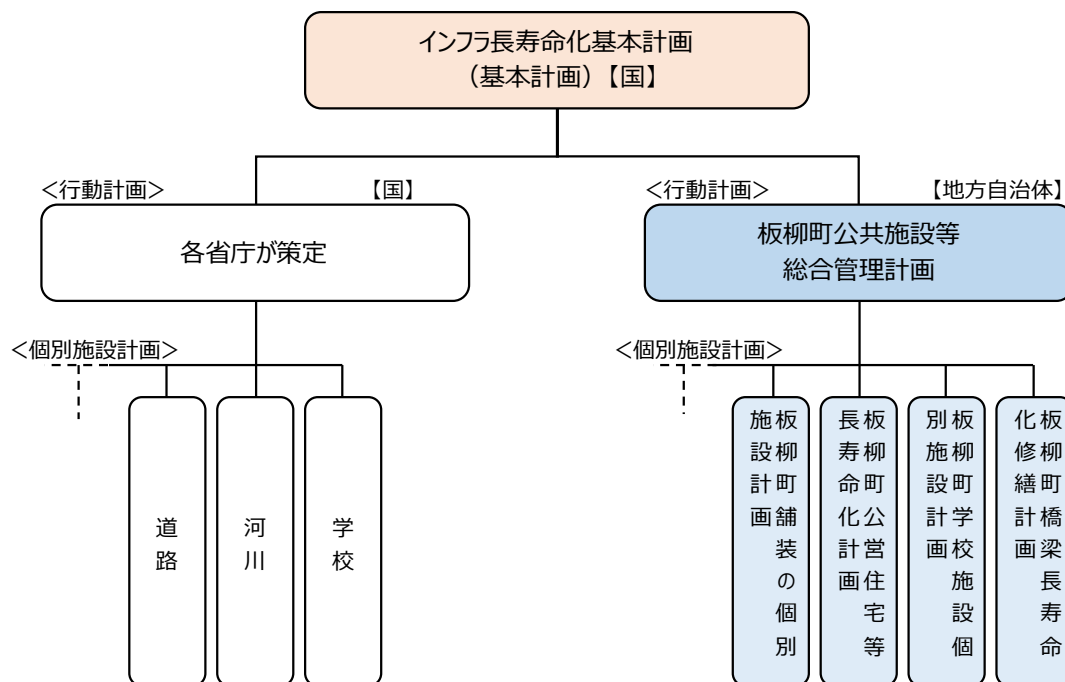
本計画では公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）を対象に、町の資産の保有状況を把握・分析し、維持更新費用の見込みを明らかにしつつ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を整理します。

2. 計画の位置付け

平成25年11月、国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として「インフラ長寿命化基本計画」が決定されました。

「インフラ長寿命化基本計画」では、地方公共団体はインフラを管理・所管するものとして、その維持管理・更新等を着実に推進するため、中長期的な取組の方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定することとされています。

本計画は、この「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に位置付けられる計画で、本計画の目標達成に向けては、図のようにそれぞれ個別の施設計画を実施することにより進めていきます。



第1章 町の概要

1. 町の概要

当町は、青森県の西部津軽地区の中央に位置し、東経 140 度 25 分より 140 度 33 分、北緯 40 度 39 分より 40 度 46 分までの間にあり、西は岩木川を境に弘前市と、北は鶴田町、五所川原市に、東は五所川原市、青森市、藤崎町に続き、南は藤崎町と境を接しています。

典型的な日本海側の気候で、四季の変化に富み、年平均気温は 10℃前後で比較的しのぎやすく、年間降水量は約 1,200 mm、本格的な冬は 11 月下旬からで平均積雪量は 113 cm内外、最深積雪量は 174 cm位です。

総面積 41.88 km²のほとんどが平坦地で、西は岩木川、東は十川の間であり、その土質は岩木川水系による沖積世の堆積物がかなり厚く発達しており、土壌は褐色低地土壌、灰色低地土壌、グライ土壌が分布し、水田・りんご園として利用され、生産力の高い土壌を有し、豊沃な平地を形成しています。

(出典) 板柳町過疎地域持続的発展計画より



(出典) 板柳町ホームページより

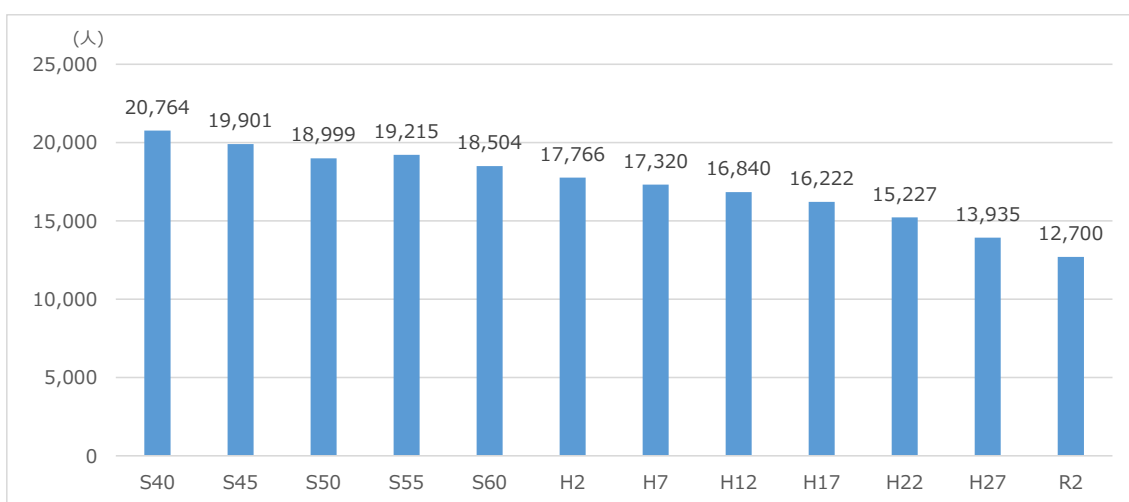
2. 人口動向

(1) 人口の推移

当町の人口は減少傾向にあり、昭和40年（1965年）には20,764人であったのが、令和2年（2020年）には12,700人へと減少しています。特に近年では、平成17年（2005年）から15年間で3,522人減少し、約22%の減少となりました。

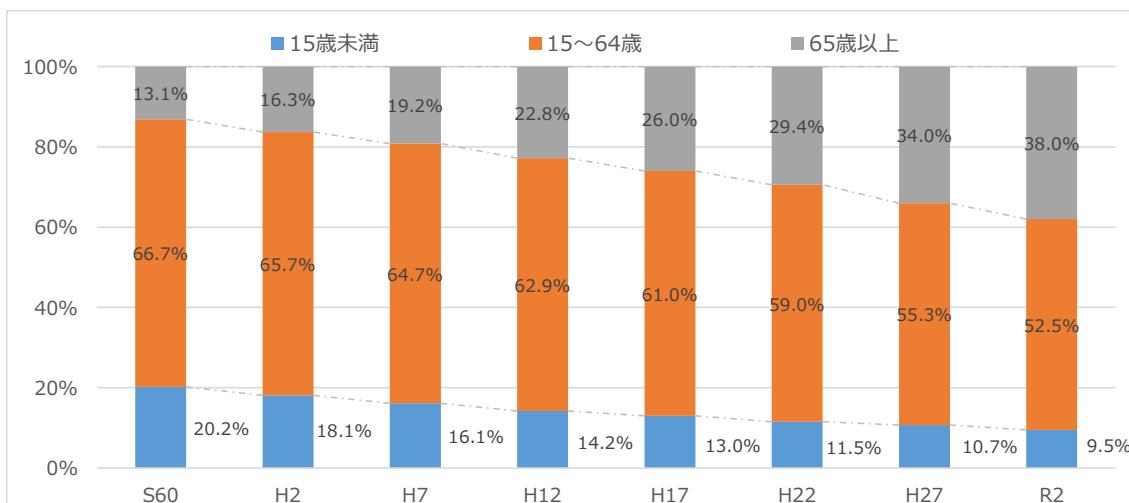
年齢区分ごとにもみると、65歳以上の人口の総人口に占める割合が増加しており、令和2年（2020年）では38.0%となっています。

■ 人口推移



(出典)「国勢調査」(昭和40年から令和2年)

■ 年齢区分ごとの割合推移



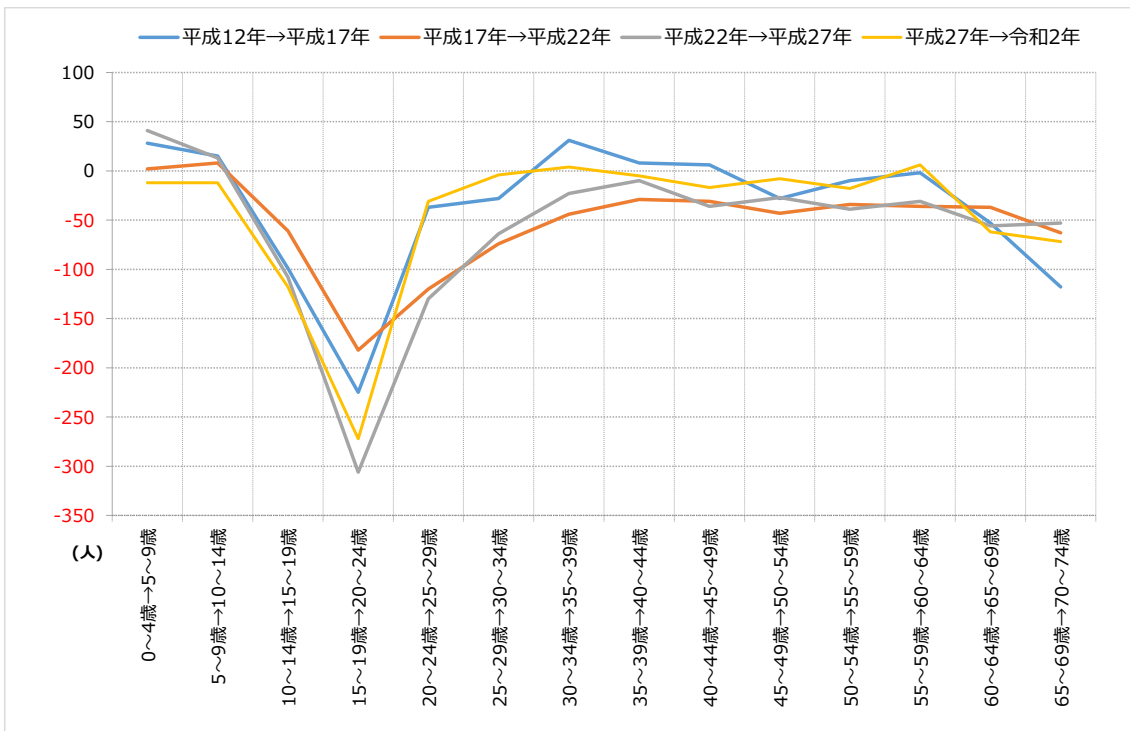
(出典)「国勢調査」(昭和60年から令和2年)

年代ごとの社会移動の傾向をみるために、国勢調査を用いて年齢階層別人口移動の分析を行いました。年齢階層別人口移動の分析とは、5年前の5歳下の人口を差し引くことによって、その5年間に何歳世代の人口がどの程度増減したかをみる手法です。70歳未満では自然減（死亡）は人口比でさほど多くないため、事実上社会移動を表していると言えます。

年齢階層別人口移動の分析をみると、どの期間の移動数を見ても、「10～14歳→15～19歳」、「15～19歳→20～24歳」の年齢層で大幅な転出超過となっています。これは、大学等への進学や、高校や大学卒業後の就職による転出の影響によるものと考えられます。

上記年代以降に当町への転入が認められないことから、若者世代が社会的移動で転出しUターンして来ない事が人口減少の要因になっていることがわかります。

■ 年齢階層別人口移動の分析



(出典)「国勢調査」(平成12年から令和2年)

(2) 将来の人口推計

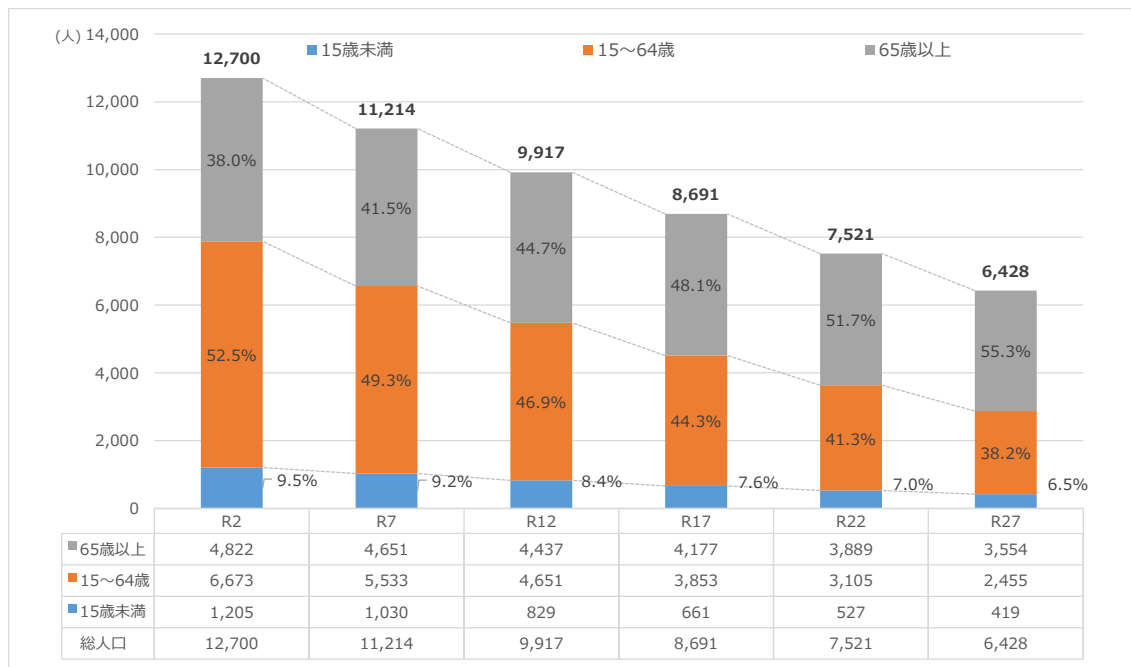
国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、令和27年（2045年）の人口は6,428人となると推計しています。年率換算に直すと、25年で6,272人減少しますので、毎年約2.0%ずつ人口が減少し、25年で令和2年（2020年）の約51%になることとなります。

年齢構成別にみると、65歳以上の人口が総人口に占める割合は、令和2年（2020年）では38.0%を占めていますが、令和27年（2045年）には55.3%となり、当町の総人口の約6割が65歳以上となると推計しています。

また、財政負担の中心的な役割を果たす15～64歳の人口が総人口に占める割合は、令和2年（2020年）の52.5%から令和27年（2045年）には38.2%となるものと推計しています。

なお、当町が令和2年3月に策定した「板柳町人口ビジョン（2020年改訂版）」では、令和27年（2045年）には7,078人になると予測、令和42年（2060年）の目指すべき人口は5,226人としています。これらの推計が効果をあげられるよう、施策の取捨選択と集中、効果と効率の高い行政サービスを提供する、早期の総合戦略の実施が求められます。

■ 将来人口の推計



(出典) 「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所) 平成30年推計
令和2年は「国勢調査」実績値

3. 財政状況

(1) 歳入

当町の歳入は、令和2年度（2020年度）で約91.3億円となっており、そのうち地方交付税が約29.1億円で約32%を占めています。地方交付税に対する依存度が高く、国の施策による影響を大きく受けやすい状況です。

地方税については、この10年間は9億円前後と同水準で推移しております。

地方債については平成29年度（2017年度）までは横ばいが続いておりましたが、平成30年度（2018年度）に約10.9億円、令和元年度（2019年度）に約21.0億円、令和2年度（2020年度）に6.4億円とそれまでより大きくなっています。

国県支出金については、令和2年度（2020年度）の国庫支出金の内、特別定額給付金給付事業費・事務費補助金が約13.4億円あるため大きくなっています。

■ 普通会計歳入の推移



(出典)「地方財政状況調査表」より作成

(2) 歳出

当町の歳出は、令和2年度（2020年度）で約86.0億円となっています。義務的経費とされる人件費、扶助費、公債費について、人件費は定員適正化計画の実施により減少から横ばい、扶助費は横ばい、公債費も横ばい傾向にあります。

投資的経費は、令和元年度（2019年度）の約24.9億円から、平成26年度（2014年度）の約0.9億円と年度ごとにばらつきがあります。

近年の延床面積が増加した投資的経費の内容は以下の通りです。平成30年度（2018年度）には、ふるさとセンター加工場、令和元年度（2019年度）には、板柳中学校、青柳館浴場改築、令和2年度（2020年度）には、消防庁舎の公共建築物が増加しました。

令和2年度（2020年度）のその他歳出には補助費等（一部事務組合以外）が約25.8億円含まれているため大きくなっています。

■ 普通会計歳出の推移



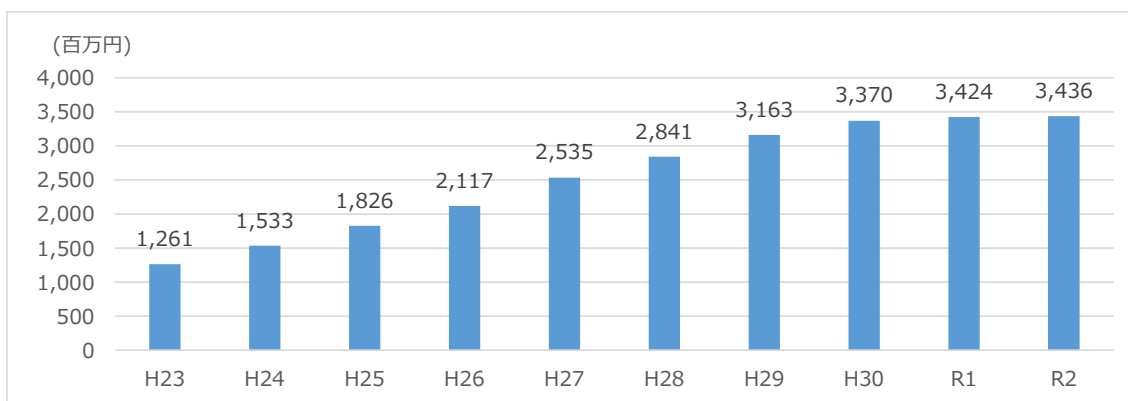
(出典)「地方財政状況調査表」より作成

(3) 基金

当町では、大規模な財政支出や急激な税収の落ち込み等の将来のリスクへの備えとして、財政調整基金を毎年度生じた決算剰余金等により積み立ててきました。

財政調整基金を含めたすべての基金の残高は、令和2年度（2020年度）で約34.4億円となっています。基金の残高は増加傾向にありましたが、平成30年度（2018年度）からは横ばいです。今後の財政運営の財源として効果的に使用していく必要があります。

■ 基金の推移

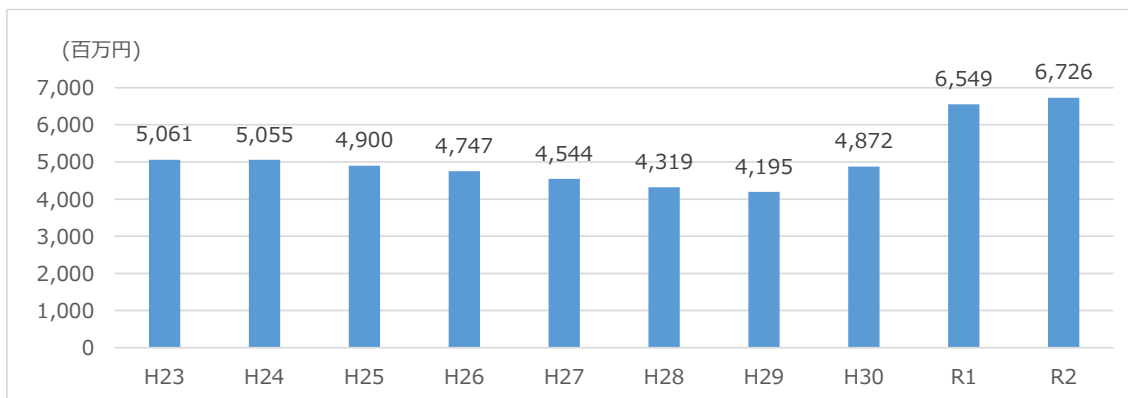


(出典)「地方財政状況調査表」より作成

(4) 地方債

地方債の残高は減少傾向にありましたが、平成30年度（2018年度）より増加傾向に転じ、令和2年度（2020年度）では、約67.3億円となっています。今後は償還を優先し新規借入を抑制することで地方債残高を逡減させ、長期的な視野で将来における公債費負担を減らす取り組みが必要となります。

■ 地方債の推移



(出典)「地方財政状況調査表」より作成

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 対象施設

本計画では、当町が保有するすべての公共施設等を対象とします。公共施設等とは、庁舎、学校教育系施設、公営住宅等の「公共建築物」と、道路、橋りょう、上下水道等といった「インフラ施設」で、令和2年度（2020年度）末時点で当町が保有する全ての施設とします。

当町の保有する公共施設等を用途別に分類したものを示します。

■公共施設等の分類

令和3年3月末時点

類型	分類		対象施設	施設数	延床面積 (㎡)
	大分類	小分類			
公共建築物	学校教育系施設	小中学校	小学校4か所、板柳中学校	5	29,870.64
	生涯学習系施設	町民文化系施設	公民館、図書館・工芸室、多目的ホールあぶる	3	4,944.72
		社会教育系施設	郷土資料館	1	937.22
		スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、柔道場、用具庫、町民プール	4	1,100.05
	産業系施設	産業系施設	ふるさとセンター、ふるさとセンター（本館、直売所、青柳館）等	7	5,415.30
	福祉系施設	保健・福祉施設	いきいきセンター（老人憩いの家）	1	650.14
	行政系施設	庁舎等	板柳町役場庁舎	1	3,463.38
		その他行政系施設	消防署、消防団屯所、一般医廃棄物最終処分場、斎場 等	35	8,222.17
	公営住宅	公営住宅	いたや北団地、広栄団地、双葉団地 等	5	14,123.72
	都市基盤施設	公園	アップルモール（四阿、トイレ）、船岡公園便所 等	6	229.07
その他の施設等	その他の施設等	旧添川第一小学校、旧添川第二小学校 等	7	6,798.25	
合 計				75	75,754.66

インフラ施設	道路		実延長 191,375.52m、面積 999,365.93㎡			
	橋りょう		延長 587.37m、面積 3,482.31㎡			
	下水道施設	水処理施設		水処理センター 3か所		
		管渠		延長 29,279m		

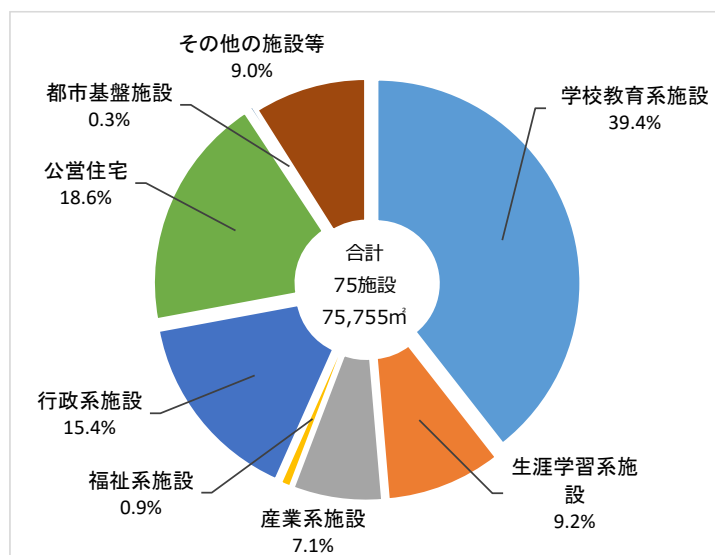
2. 公共建築物

(1) 公共建築物の延床面積内訳

分類ごとの総延床面積に占める割合順でみると、学校教育系施設の割合が39.4%と最も大きくなっており、次いで公営住宅の割合が18.6%、行政系施設の割合が15.4%、生涯学習系施設が9.2%となっています。

平成27年度（2015年度）から令和2年度（2020年度）の延床面積の増減については以下の通りです。増加は、板柳中学校、消防庁舎、ふるさとセンターの加工場、ふるさとセンター青柳館浴場増築などです。減少は、旧板柳中学校、ふるさとセンターの野外バーベキュー施設及び農産物処理加工施設、旧沿川第二小学校給食室を解体したことなどです。本計画の当初策定時より5年間で公共建築物は361.47㎡の減少となりました。

■ 公共建築物の延床面積内訳



類型	大分類	平成27年度		令和2年度	
		施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)
公共建築物	学校教育系施設	5	31,002.00	5	29,870.64
	生涯学習系施設	7	6,981.99	8	6,981.99
	産業系施設	6	5,232.88	7	5,415.30
	福祉系施設	1	650.14	1	650.14
	行政系施設	22	11,030.08	36	11,685.55
	公営住宅	5	14,123.72	5	14,123.72
	都市基盤施設	6	229.07	6	229.07
	その他の施設等	7	6,866.25	7	6,798.25
合計		59	76,116.13	75	75,754.66

(出典) 公会計の固定資産台帳より作成

■ 公共建築物の一覧

分類	施設名	延床面積(m ²)	備考
学校教育系施設			
小中学校			
	小阿弥小学校	5,403.00	
	東小学校	4,314.00	
	南小学校	6,316.00	
	北小学校	6,458.00	
	板柳中学校	7,379.64	R1建設
生涯学習系施設			
町民文化系施設			
	公民館	1,931.48	
	図書館、工芸室	280.54	
	多目的ホールあぶる	2,732.70	
社会教育系施設			
	郷土資料館	937.22	
スポーツ・レクリエーション系施設			
	体育館	811.53	
	柔道場	91.09	
	用具庫	115.11	
	町民プール	82.32	
産業系施設			
	ふるさとセンター（作業棟、温室果樹用ハウス等）	1,808.20	
	ふるさとセンター 本館	856.05	
	ふるさとセンター 直売所	309.12	
	ふるさとセンター 工芸館	931.61	
	ふるさとセンター ファミリーコテージ6棟	377.58	
	ふるさとセンター 総合案内所	110.96	
	ふるさとセンター 青柳館	1,021.78	
福祉系施設			
保健・福祉施設			
	いきいきセンター（老人憩いの家）	650.14	
行政系施設			
庁舎等			
	板柳町役場庁舎	3,463.38	
その他行政系施設			
	三千石屯所（1分団）	93.55	
	赤田屯所（2分団）	90.54	
	掛落林屯所（3分団）	88.55	
	小幡屯所（3分団）	10.20	
	飯田屯所（4分団）	84.46	
	横沢屯所（5分団）	91.08	
	深味屯所（6分団）	91.36	
	大俵屯所（7分団）	91.72	
	旧高増屯所（8分団）	93.52	
	高増屯所（8分団）	86.12	

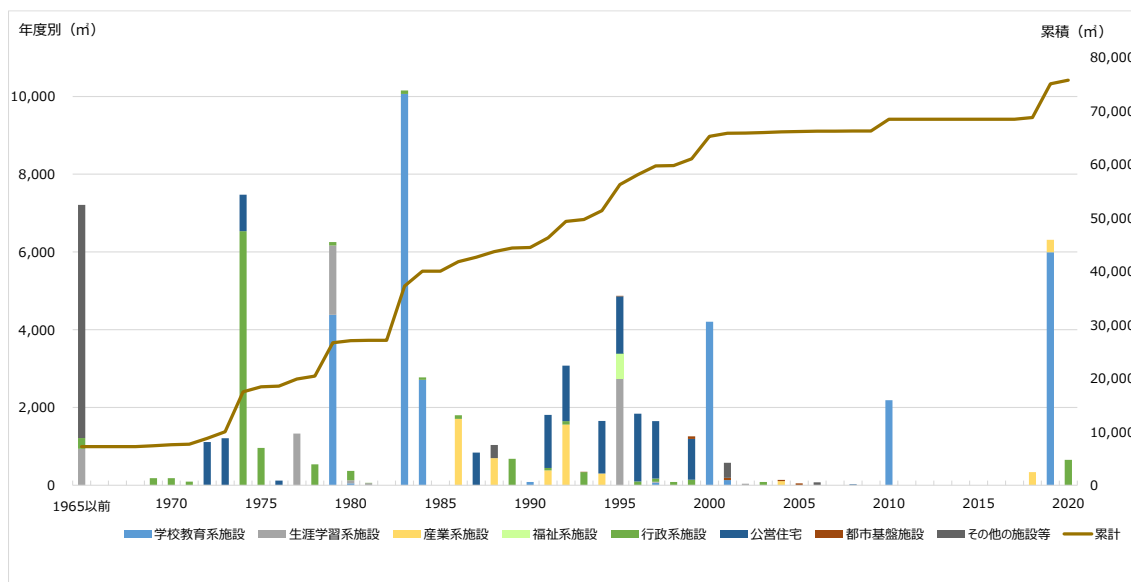
分類	施設名	延床面積(m ²)	備考
	五幾形屯所(9分団)	90.54	
	狐森屯所(10分団)	92.40	
	柏木屯所(11分団)	90.54	
	館野越屯所(12分団)	86.12	
	上常屯所(13分団)	92.28	
	菟子屯所(13分団)	10.00	
	下常屯所(14分団)	86.12	
	沖屯所(15分団)	10.00	
	夕顔関屯所(15分団)	79.20	
	五林平屯所(16分団)	90.52	
	一般廃棄物最終処分場	336.50	
	汚物炉焼却炉(板柳町斎場内)	9.26	
	ごみ収集所管理棟(地域整備課資材置き場)	6.48	
	ごみ収集車庫	149.00	
	資源ごみ集積場倉庫	54.00	
	除雪センター	536.00	
	旧弘前地区消防事務組合板柳消防署	882.13	
	消防庁舎(新築)	655.47	R2建設
	冬季ごみ集積場管理棟(横沢)	82.64	
	板柳町斎場	681.22	
	消防署車庫(物置)	49.68	
	7分団ポンプ車庫	9.74	
	福祉センター	3,060.33	
	職員住宅(表町)	63.18	
	町営墓地	97.72	
公営住宅			
	いたや北団地	839.27	
	広栄団地	9,914.78	
	双葉団地	3,100.73	
	広栄団地集会所	149.88	
	双葉町集会所	119.06	
都市基盤施設			
公園			
	横沢農村公園便所	9.93	
	掛落林農村公園便所	10.89	
	高増農村公園(物置、東屋、便所)	67.50	
	桜づつみ公園(便所、物置)	52.99	
	船岡公園 便所	4.96	
	中央アップルモール(四阿、トイレ)	82.80	
その他の施設等			
	旧治川第一小学校	2,752.42	
	旧横沢駐在所	73.69	
	旧商工会館	387.74	
	旧畑岡小学校	1,103.10	
	旧板柳第二小学校校舎	741.97	
	旧治川第二小学校	1,402.21	
	旧治川第一保育所	337.12	

(2) 築年別整備状況

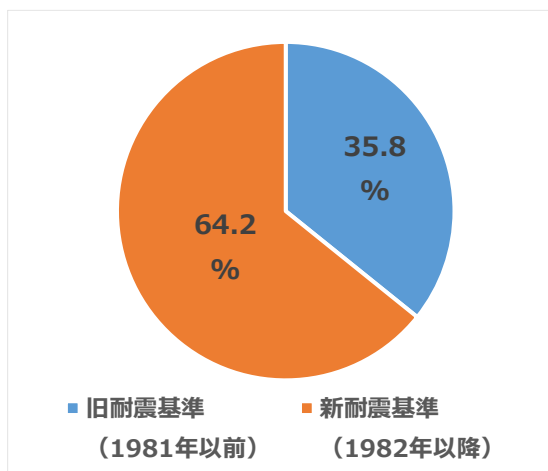
公共建築物の建築年度別の面積をみると、1970年代から1990年代にかけて多くの建築物が建設されたことがわかります。築30年を超える施設は一般的に大規模改修が必要と言われており、老朽化が懸念されますが、当町では築30年を超える公共建築物は、全体の61.1%を占めています。

また、昭和56年（1981年）の新耐震化基準以前に建築された公共建築物は、全体の35.8%を占めています。

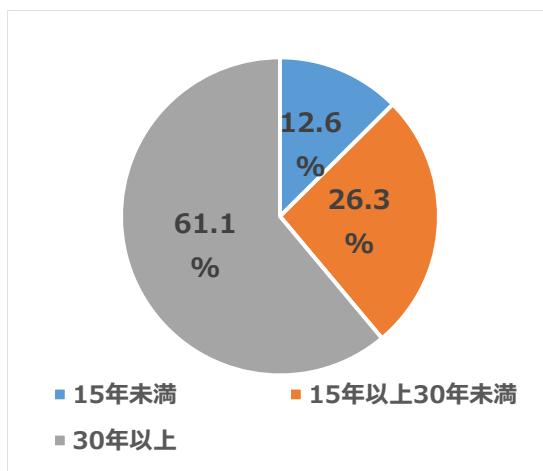
■ 築年数別延床面積の状況



■ 耐震基準 構成比（延床面積）



■ 経過年数 構成比（延床面積）



(出典) 公会計の固定資産台帳より作成

(3)有形固定資産減価償却率

建築物の有形固定資産減価償却率は一般に、「減価償却累計額÷取得価額」であらわされ、耐用年数に対してどの程度減価償却が進行しているかを把握することができます。有形固定資産減価償却率の平均的な値は35%～50%程度といわれています。

当町の場合、上記より老朽化が進んでおり、令和2年度（2020年度）末時点で、全体平均59.6%となっています。

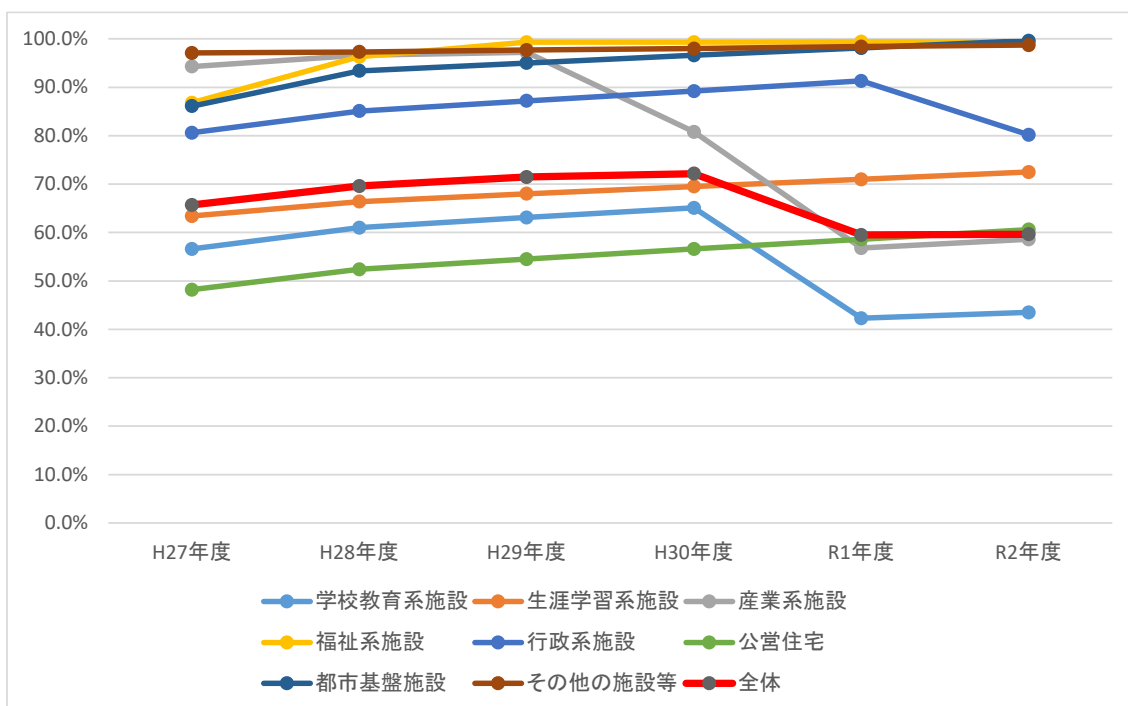
こうした現状から、公共建築物の更新のみならず、延床面積の縮減や、延命措置の実施又は取壊しによる公共建築物の最適な配置の実現が今後の大きな課題となっています。

■有形固定資産減価償却率

大分類	有形固定資産減価償却率					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
学校教育系施設	56.6%	61.0%	63.1%	65.1%	42.3%	43.5%
生涯学習系施設	63.4%	66.4%	68.0%	69.5%	71.0%	72.5%
産業系施設	94.3%	96.6%	97.2%	80.8%	56.8%	58.6%
福祉系施設	86.8%	96.3%	99.3%	99.3%	99.4%	99.4%
行政系施設	80.6%	85.1%	87.2%	89.2%	91.3%	80.2%
公営住宅	48.2%	52.4%	54.5%	56.6%	58.6%	60.6%
都市基盤施設	86.1%	93.4%	95.0%	96.6%	98.1%	99.6%
その他の施設等	97.1%	97.3%	97.7%	98.0%	98.4%	98.7%
全体	65.7%	69.6%	71.5%	72.2%	59.5%	59.6%

(出典) 公会計の固定資産台帳より作成

■有形固定資産減価償却率（推移図）



（出典）公会計の固定資産台帳より作成

学校教育系施設が令和元年度（2019年度）に42.3%になったのは、板柳中学校が完成したためです。産業系施設が平成30年度（2018年度）に80.8%になったのは、ふるさとセンター加工場が完成し、令和元年度（2019年度）に56.8%になったのは、ふるさとセンター青柳館浴場改築工事があったためです。

行政系施設が令和2年度（2020年度）に80.2%になったのは、消防庁舎が完成したためです。

また、その他の施設等がずっと100%近くになっているのは、旧小学校など相当古い公共建築物が多くあるためです。

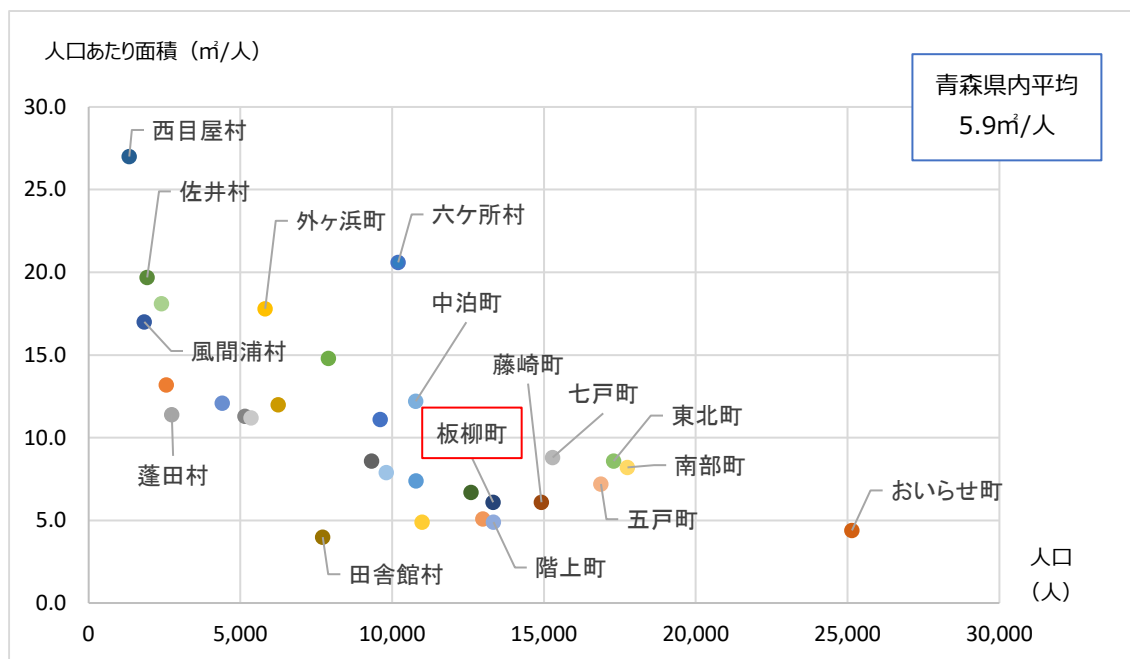
(4) 人口一人あたりの公共建築物延床面積

当町の住民一人あたりの公共建築物延床面積は6.1㎡/人となっています。住民一人あたりの公共建築物延床面積とは、「公共建築物延床面積÷人口」であらわされ、同じ青森県内の町村と比較をしたものが下記の図で、全体的に人口が少ない町村では一人あたりの面積が大きく、人口が多い町村では一人あたりの面積が少なくなっていることがわかります。

青森市等の市を含む県内平均は、5.9㎡/人となっており、当町は6.1㎡/人ですから約1.0倍となっています。

当町と同じIV-0類型の他町村（藤崎町、七戸町、東北町、五戸町、南部町）と比較すると、当町の住民一人あたりの公共建築物延床面積は同程度と認められます。

■ 青森県内の町村別人口一人あたりの公共建築物延床面積



(出典)

- ・公共建築物の延床面積は、「公共施設状況調経年比較表」（総務省）より令和元年度（2019年度）末の数値
- ・町村の人口は、住民基本台帳人口（青森県）より令和2年4月1日現在の数値

(5) 維持管理・更新等に係る経費

施設分類別の維持管理・更新等に係る経費の年合計額をみると、平成30年度（2018年度）は約4.1億円、令和元年度（2019年度）は5.3億円、令和2年度（2020年度）は約7.4億円要していることがわかります。

■ 施設分類別の維持管理・更新等に係る経費

・平成30年度（2018年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
学校教育系施設	116,324	1,836	12,960	131,120
生涯学習系施設	23,336			23,336
産業系施設	19,499	2,743	188,050	210,292
福祉系施設	3,564			3,564
行政系施設	29,720			29,720
公営住宅	6,230			6,230
都市基盤施設	2,449			2,449
その他の施設等	508		2,228	2,736
合計	201,630	4,579	203,238	409,447

更新等の経費について、学校教育系施設は板柳中学校で、産業系施設はふるさとセンター加工場、農産物処置加工施設（解体）のためです。

・令和元年度（2019年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
学校教育系施設	14,566			14,566
生涯学習系施設	24,305			24,305
産業系施設	9,563	447,373	1,848	458,784
福祉系施設	3,597			3,597
行政系施設	18,338	1,177		19,515
公営住宅	5,216			5,216
都市基盤施設	2,010			2,010
その他の施設等	207			207
合計	77,802	448,550	1,848	528,200

更新等の経費について、産業系施設はふるさとセンター屋外バーベキュー施設（解体）のためです。

・令和2年度（2020年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
学校教育系施設	12,776	1,496	251,394	265,666
生涯学習系施設	17,790	1,760		19,550
産業系施設	14,060	4,730		18,790
福祉系施設	3,630			3,630
行政系施設	15,560	2,134	405,973	423,667
公営住宅	5,076			5,076
都市基盤施設	2,446			2,446
その他の施設等	1,354			1,354
合計	72,691	10,120	657,367	740,178

更新等の経費について、学校教育系施設は板柳中学校（解体）で、行政系施設は消防庁舎のためです。

（出典）歳入歳出決算書より作成

※ 維持管理・修繕

施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※ 改修

公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※ 更新等

老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。施設の完成年度では無く歳出の年度に計上。

3. インフラ施設

(1) インフラ施設の状況

インフラ施設の現在の状況は下記のようになっています。

令和2年度末（2020年度末）において、道路は実延長約191km、面積は999,365.93㎡、橋りょうは実延長約587m、面積は3,482.31㎡、下水道施設は水処理施設が3か所で合計面積は、1,704.39㎡、管渠の実延長が約29kmとなっています。

■ インフラ施設の状況

令和3年3月末

分類		数量等	
道路		実延長(m)	面積(㎡)
	町道	191,375.52	999,365.93
橋りょう		実延長(m)	面積(㎡)
		587.37	3,482.31
下水道施設			面積(㎡)
	水処理施設	飯田・林崎地区水処理センター	330.30
		板柳東部地区水処理センター	666.08
		板柳中央地区水処理センター	708.01
		計	1704.39
管渠	実延長(m)		
		29,279.00	

(2) 維持管理・更新等に係る経費

施設分類別の維持管理・更新等に係る経費の年合計額をみると、平成30年度（2018年度）は約3600万円、令和元年度（2019年度）は4300万円、令和2年度（2020年度）は約1億1300万円要していることがわかります。

■ 施設分類別の維持管理・更新等に係る経費

・平成30年度（2018年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
道路	20,400		2,617	23,017
橋りょう				0
水処理施設	8,204			8,204
管渠	4,676			4,676
合計	33,280	0	2,617	35,897

・令和元年度（2019年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
道路	28,083			28,083
橋りょう				0
水処理施設	8,353			8,353
管渠	6,645			6,645
合計	43,081	0	0	43,081

・令和2年度（2020年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
道路	46,162		9,097	55,259
橋りょう	42,724			42,724
水処理施設	9,401			9,401
管渠	5,556			5,556
合計	103,843	0	9,097	112,940

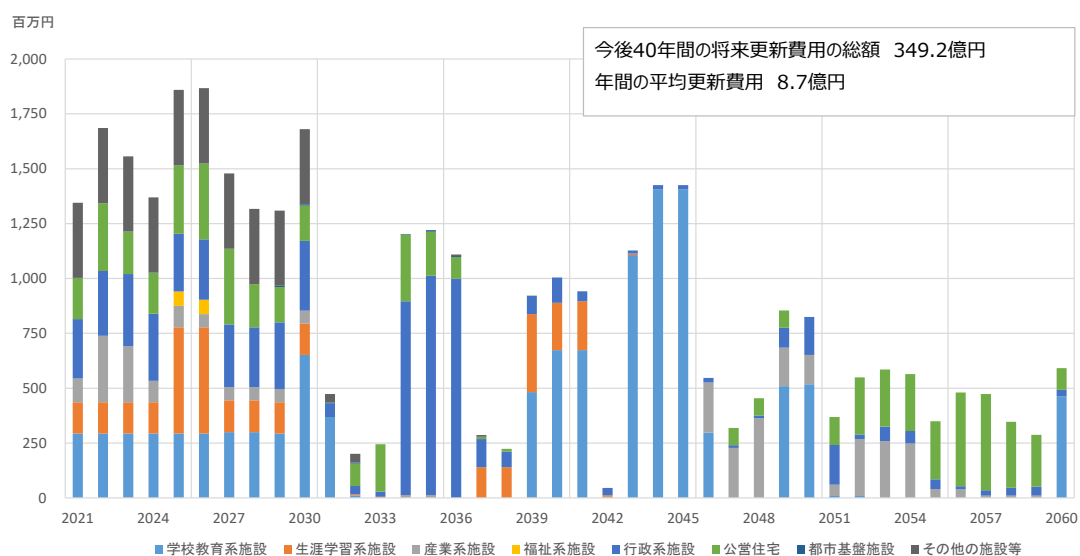
(出典) 歳入歳出決算書より作成

4. 将来における更新費用の推計

(1) 公共建築物の更新費用

今後40年間、現在保有する公共建築物をすべて保有し続けた場合の更新費用総額を試算したところ、約349.2億円、年平均で約8.7億円が必要となります。更新費用は年度ごとにばらつきがあり、直近の20年間でみると、更新費用は約223.6億円、年平均で約11.2億円となり更新費用の多くが今後20年間のうちに発生することがわかります。

■ 公共建築物の更新費用（維持管理・修繕に係る経費は含まず）



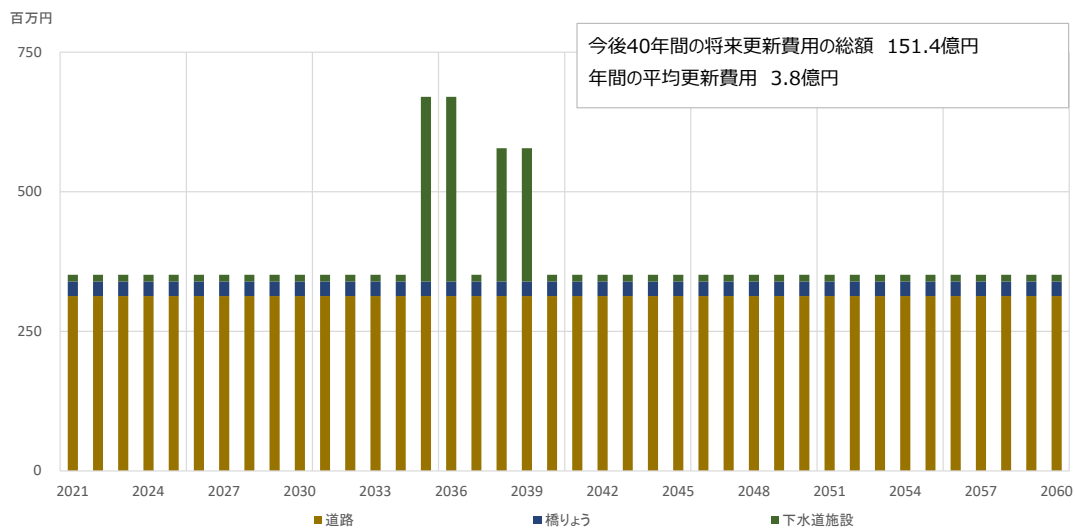
<試算条件>

- ・更新費用試算の期間：令和3年度（2021年度）から令和42年度（2060年度）
- ・総務省「更新費用試算ソフト」の更新単価及び改修単価を用いて試算しました。
- ・上記は用途や構造に関係なく更新（建替え）は60年、改修は30年で実施、単価は「大分類」ごとに設定されたものを用いる方法です。
- ・板柳町学校施設個別施設計画で修繕費用や改修費用を明示しているものは、その金額を用いました。
- ・令和2年度（2020年度）で、既に耐用年数が経過しているものは、令和3年度（2021年度）からの10年間で均等に建替えを行うと仮定しております。

(2) インフラ施設の更新費用

今後40年間、現在保有するインフラ施設のすべてを耐用年数まで使用し、同規模で更新していくと仮定した場合の更新費用総額を試算したところ、約151.4億円、年平均で約3.8億円が必要となります。

■ インフラ施設の更新費用（維持管理・修繕に係る経費は含まず）



<試算条件>

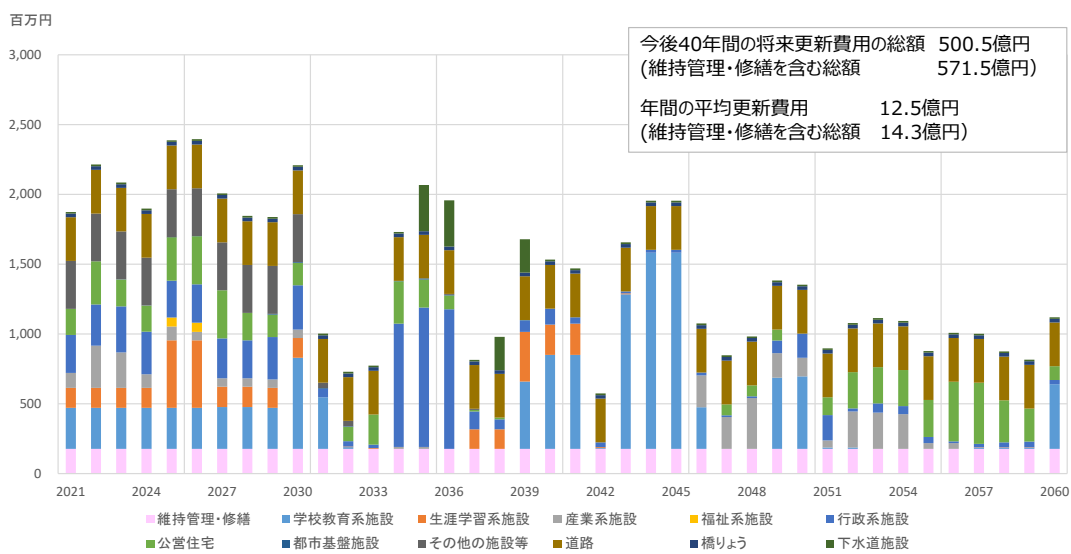
- ・更新費用試算の期間：令和3年度（2021年度）から令和42年度（2060年度）
- ・下水道施設は総務省「更新費用試算ソフト」の更新単価及び改修単価を用いて試算しました。
- ・上記は用途や構造に関係なく更新（建替え）は60年、改修は30年で実施、単価は「大分類」ごとに設定されたものを用いる方法です。
- ・道路、橋りょう、管渠は下記条件で試算しました。

分類	試算条件（公共施設更新費用試算ソフトより）	更新単価
道路	総面積による算定（耐用年数15年）	4,700円/㎡
橋りょう	総面積による算定（耐用年数60年）	448千円/㎡
管渠	総延長による算定（耐用年数50年）	124千円/m

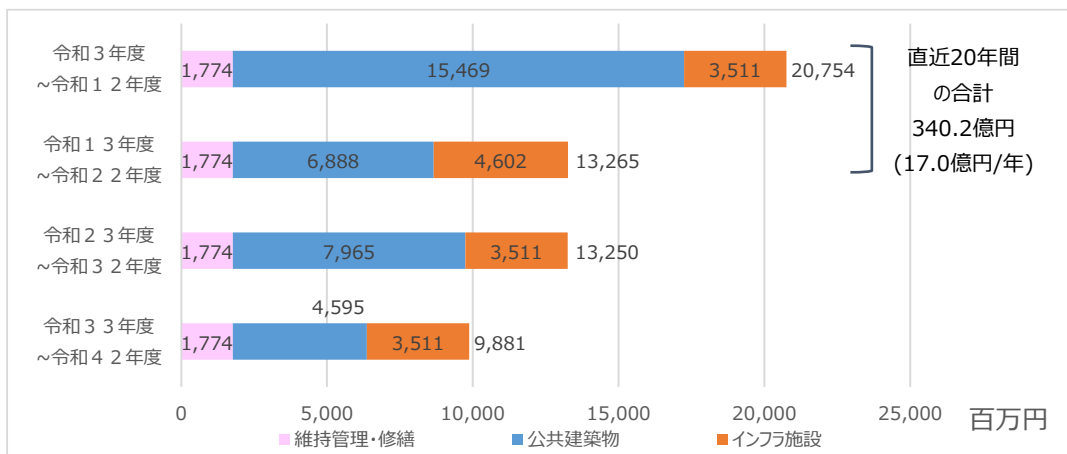
(3)全体の更新費用

今後40年間の公共建築物とインフラ施設の更新費用総額は約500.5億円となります。これに、維持管理・修繕に係る経費を含めると、約571.5億円、年平均で約14.3億円となります。直近の20年間でみると、維持管理・修繕に係る経費を含めた更新費用が約340.2億円、年平均で約17.0億円となり、現在要している経費の過去3年平均である6.2億円の2.7倍が必要となります。今後、すべての公共施設等を更新し続けるのは、大変難しい状況になっています。

■公共施設等の更新費用（維持管理・修繕に係る経費を含む総額）



■公共建築物とインフラ施設の更新費用内訳



<試算条件>

・維持管理・修繕は、維持管理・更新等に係る経費で算出した額の3年平均を算出し、40年間均等に経費がかかるものと仮定しました。

5. 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みについて、今後40年間に長寿命化対策等を実施した場合は約466.8億円（年平均は約11.7億円）となり、耐用年数経過時に単純更新した場合と比べて約104.7億円の経費削減となる試算です。

なお、長寿命化とは、劣化や不具合が生じてから措置を行う「事後保全」だけではなく、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全」を行い、建築物の使用年数を延長させることを目指すものです。

維持管理・更新等に係る経費の見込みの長寿命化対策を実施した場合の1年あたり平均と現在要している経費を比較すると、公営事業会計のインフラ施設について多くの経費が見込まれ、更なる長寿命化等の対策が必要です。

財源について、普通会計はインフラ施設（道路、橋りょう）を対象にした国庫支出金（社会資本整備総合交付金）や交付税措置のある地方債（過疎対策事業債）を積極的に活用することを検討します。

インフラ施設については、試算する更新単価及び耐用年数が同じため長寿命化対策等の効果額に差は出ません。

今後40年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合(⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去3年 平均)
普通 会計	建築物(a)	4,695	12,077	12,480	29,252	39,612	△ 10,360	559
	インフラ施設(b)	1,832		13,565	15,397	15,397	0	50
	計(a+b)	6,527	12,077	26,046	44,649	55,009	△ 10,360	609
公営 事業 会計	建築物(c)	346	982		1,328	1,437	△ 109	9
	インフラ施設(d)	225		480	705	705	0	6
	計(c+d)	571	982	480	2,032	2,141	△ 109	14
建築物計(a+c)		5,041	13,058	12,480	30,580	41,049	△ 10,469	568
インフラ施設計(b+d)		2,057	0	14,045	16,102	16,102	0	55
合計(a+b+c+d)		7,098	13,058	26,525	46,681	57,151	△ 10,469	623

現在要している経費との比較

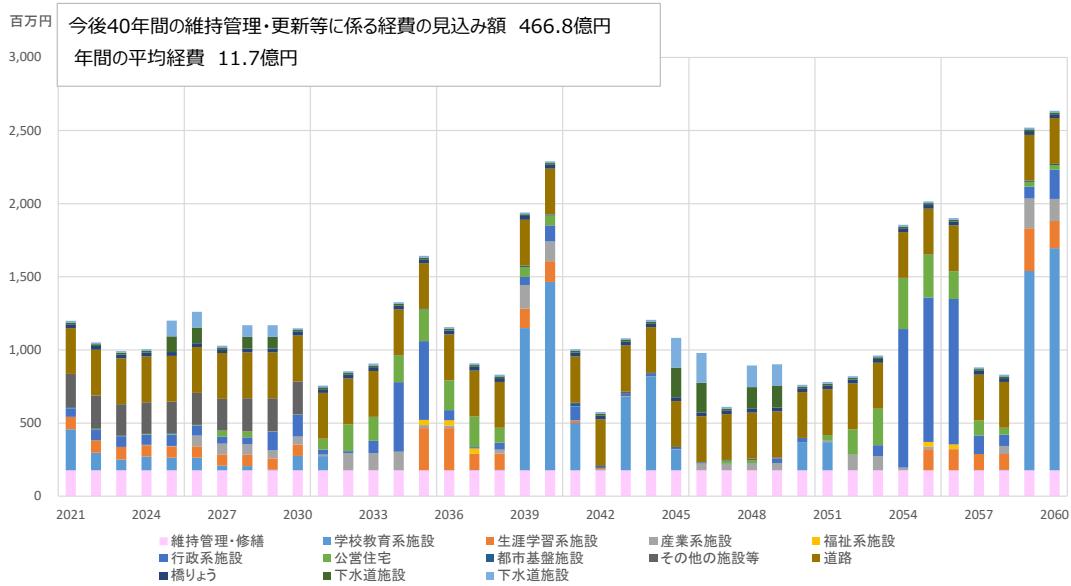
(百万円)

		長寿命化対策を実施した場合の 1年あたり平均	現在要している 経費の過去3年 平均	比率
普通会計	建築物	731	559	1.3倍
	インフラ施設	385	50	7.7倍
公営事業 会計	建築物	33	0	-
	インフラ施設	18	6	3.1倍
合計		1,167	615	1.9倍

(注) インフラ施設について、「長寿命化対策を実施した場合の1年あたり平均」と「現在要している経費の過去3年平均」に大幅な乖離があります。

これは、長寿命化対策では耐用年数を経過した道路や橋りょう、管渠の更新を計画的に行っていくこととしており、それに対して現状ではそれまでは適宜対応補修を行ってきたことにより「現在要している経費の過去3年平均」が少なくなっていることが原因です。

■ 公共施設等の更新費用（長寿命化対策を反映したもの）



<試算条件>

- ・更新費用試算の期間：令和3年度（2021年度）から令和42年度（2060年度）
- ・総務省「更新費用試算ソフト」の更新単価及び改修単価を用いて試算しました。
- ・維持管理・修繕は、維持管理・更新等に係る経費で算出した額の3年平均を算出し、40年間均等に経費がかかるものと仮定しました。
- ・更新等は、「建築物の耐久計画に関する考え方」（（一社）日本建築学会）を参考に、長寿命化対策等による使用年数の延長を考慮して、鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造は目標耐用年数80年で更新、木造等は目標耐用年数40年で更新すると仮定しました。
- ・改修は、目標耐用年数の半分が経過した時点で行うと仮定しました。
- ・板柳町学校施設個別施設計画で修繕費用や改修費用を明示しているものは、その金額を用いました。
- ・令和2年度（2020年度）で、既に耐用年数が経過しているものは、令和3年度（2021年度）からの10年間で均等に建替えを行うと仮定しております。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間

計画期間は当初策定計画期間である平成29年度から平成68年度までの40年間とします。このような長期間の計画となるのは、公共施設等の耐用年数は数十年であることから、長期的な視点が必要不可欠なこと及び更新費用の推計との整合を図るためです。

また、町の最上位計画との整合性を踏まえるために、加えて社会経済情勢等の変化に弾力的に対応するために、社会経済情勢や地域環境に大きな変化があれば適宜見直しを行い、充実を図っていくものとします。

2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 公共施設マネジメント推進体制

所轄課が中心となり、施設の管理情報を整理し、これらを適正に管理していきます。また、必要に応じて庁内連携できるよう適宜情報を共有化し、連携を図っていきます。

(2) 固定資産台帳の整備

地方公会計の固定資産台帳を整備し、統一的な基準に基づく運用を進めていきます。また、今後も適正な固定資産台帳の整備・運用を図る事により、中期的な財務シミュレーションの定期的な実施や計画の見直しに活用します。

(3) 住民への情報提供等の実施

公共施設等の再編成を実行していくためには、町民の理解と協力が必要です。情報発信の方法を工夫し、情報の受け手である町民の理解を高め、情報共有に努めます。その際、根拠のある数値データを集める事はもちろん、要点を絞り込んだ情報発信、一時期に大量の情報を発信しない事などに留意します。

3. 現状や課題に関する基本認識

(1) 大規模改修・更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでおり、今後これらの公共施設等の改修・更新等の費用が発生することが見込まれます。

今までのように改修・更新等への投資を継続していくと、当町の財政を圧迫し、他の行政サービスに重大な影響を及ぼす可能性がでてくることが予想されます。

このような状況を回避するには、長寿命化対策を実施し、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制するとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編成・管理に取り組み、将来にわたっての取捨選択を行う必要があります。

また、公共施設等の情報については一元管理し、より効率的な管理・運営を推進していくための組織体制の構築が課題となります。

(2) 人口減少、少子高齢化社会への対応

当町の人口は減少局面に入っており、令和27年（2045年）の人口は6,428人となると推計しています。令和2年（2020年）の12,700人から約49%減となります。

なお、当町が令和2年3月に策定した「板柳町人口ビジョン（2020年改訂版）」では、令和27年（2045年）には7,078人になると予測、令和42年（2060年）の目指すべき人口は5,226人としています。

年齢構成別にみると、財政負担の中心的な役割を果たす生産年齢人口（15歳から64歳）は少子高齢化の進展に伴い、令和2年（2020年）の52.5%から令和27年（2045年）には38.2%となるものと推計しています。

総人口の減少より大きく落ち込むことが予測されています。そのため、このような変化に対応する適切な公共施設等の総量や配置と公共サービスの提供を検討していく必要があります。

また、地区によって人口の増減や少子高齢化の進行状況が異なってくると予測されることから、各地区の特性に応じた対応も重要となります。

(3) 財政状況への対応

直近の財政状況を見ると、地方交付税が歳入総額の約32%を占めており、地方交付税に対する依存度が高く、国の施策による影響を大きく受けやすい状況です。また、地方債の残高は減少傾向にありましたが、平成30年度（2018年度）より増加傾向に転じ、令和2年度（2020年度）では、約67.3億円となっています。

今後、人口の減少による町税などの一般財源の減少に加え、公債費が増えることが予想されることから、公共施設等の維持管理・更新のための財源確保が出来なくなることが見込まれています。こうした厳

しい財政状況の中で、歳入規模に見合った財政規模への転換を図るため、公共施設等に係る各種費用の縮減と財政負担の平準化を図っていくことが重要となります。

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

① 基本コンセプト

『持続可能で最適な公共サービスを提供する』

公共施設等の機能、在り方、安全性について町民と共に検証し創造していく、これが当町の公共施設マネジメントへの取り組みへの基本的な考え方です。

② 総量の適正化

少子高齢化による人口減少や厳しい財政状況を勘案すると、既存の公共施設等を今後も同規模で維持していくことは非常に厳しい状況です。必要な行政サービス水準を考慮しつつ、除却や統合・複合化を行い、公共建築物の延床面積を縮減することが必要となります。「第2章 5. 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み」の試算結果を踏まえて、必要に応じて公共建築物の延床面積の縮減を目指します。

③ 長寿命化の推進

既存施設を少しでも長く利活用していくために、定期的な点検や修繕による予防保全に努め、長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減します。

④ 民間事業者や県・近隣自治体との連携

指定管理者制度や PFI など民間活力の活用を検討し、施設の整備、更新、維持管理、運営における公民連携を図り、財政負担の軽減と効果的・効率的なサービスの提供を努めます。

また、県や近隣自治体との広域連携を一層進めていき、広域的な視点から必要な公共施設等の保有量を検討します。

(2) 実施方針

① 点検・診断等の実施方針

町や指定管理者等が、施設の日常点検を始めとする定期的かつ計画的な点検・診断等を実施し、その結果を踏まえて老朽化対策に活用します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕の実施にあたっては、上記の定期的点検、法定点検の結果を踏まえ、予防保全を重視しコストの縮減・平準化を図ります。

③ 安全確保の実施方針

点検、修繕を通して得た情報の共有化を図り、他の施設についても予防的措置を実施する等安全確保に努めます。

また、老朽化により供用廃止された施設や今後利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、取り壊し、除却する等安全の確保に十分配慮し、適切な管理に取り組みます。

④ 耐震化の実施方針

新耐震基準前に建設された施設等は利用度や災害時の防災拠点としての必要性などを勘案して、優先度をつけて検討していきます。

⑤ 長寿命化の実施方針

公共施設等の定期点検等を計画的に行い、小規模修繕及び大規模修繕のコストを見極めながら、効果的に実施します。また、利用度の低い施設の中で耐久性の高い施設については用途変更を検討する等長期間使用する事を目指します。

また、今後策定する長寿命化計画については、本計画における方向性と整合を図ります。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるために、公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進めます。

⑦ 統合や廃止の推進方針

施設の整備状況、利用状況、維持管理などコストの状況を勘案し、必要に応じて統合や廃止・規模縮小に取り組みます。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

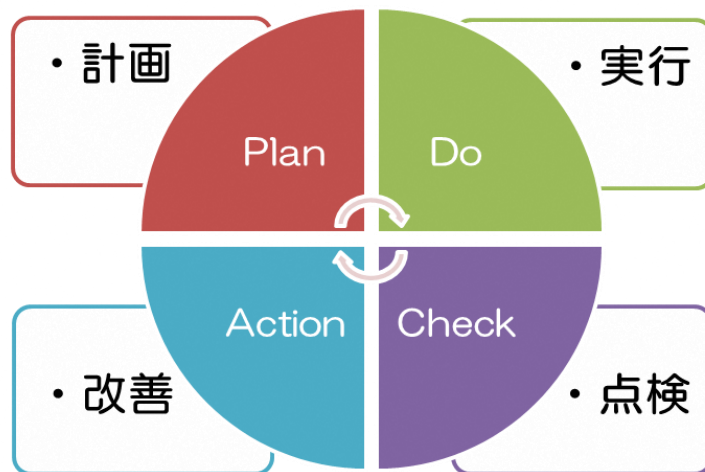
すでに一部導入している指定管理者制度等の活用により、民間企業の資金や手法を活用し、事業の効率化や町民が快適に利用できるよう効率的な改善と体制構築を目指します。

また、全庁的な組織体制で公共施設マネジメントを推進していくためには、職員一人一人が公共施設マネジメントの意義を理解した上で、共通認識を持って意識的に取り組んでいく必要があることから、職員を対象にした研修会などを通じ意識啓発に努めていきます。

(3) フォローアップの実施方針

公共施設マネジメントを着実に進めていくためには PDCA サイクル（計画→実行→点検→改善のサイクル）を活用した業務サイクルを定着させることが重要となってきます。

そこで必要に応じて、個別施設計画を策定します。その後、計画の進捗状況等について評価を実施し、次の展開へ向けて的確な見直しを行います。このような流れで公共施設等マネジメントの確実な推進を図ります。



第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

1. 学校教育系施設

■ 対象施設

施設名	延床面積(m ²)	備考
小阿弥小学校	5,403.00	
東小学校	4,314.00	
南小学校	6,316.00	
北小学校	6,458.00	
板柳中学校	7,379.64	R1建設

■ 基本方針

・「板柳町立小中学校適正規模適正配置に関する基本方針（平成23年策定）」に基づき、段階的に見直します。

・将来の更新時期等には大規模改修、改築、用途変更、廃止、統廃合、複合化等を視野に検討します。

・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

■ 既存の個別計画

板柳町学校施設個別施設計画（令和元年12月）

2. 生涯学習系施設（町民文化・社会教育系施設）

■ 対象施設

施設名	延床面積(m ²)	備考
公民館	1,931.48	
図書館、工芸室	280.54	
多目的ホールあぷる	2,732.70	
郷土資料館	937.22	
体育館	811.53	
柔道場	91.09	
用具庫	115.11	
町民プール	82.32	

■基本方針

・将来の更新時期等には大規模改修、改築、用途変更、廃止、統廃合、複合化等を視野に検討します。

・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

3. 産業系施設（産業・観光系施設）

■対象施設

施設名	延床面積(m ²)	備考
ふるさとセンター（作業棟、温室果樹用ハウス等）	1,808.20	
ふるさとセンター 本館	856.05	
ふるさとセンター 直売所	309.12	
ふるさとセンター 工芸館	931.61	
ふるさとセンター ファミリーコテージ6棟	377.58	
ふるさとセンター 総合案内所	110.96	
ふるさとセンター 青柳館	1,021.78	

■基本方針

・将来の更新時期等には大規模改修、改築、用途変更、廃止、統廃合、複合化等を視野に検討します。

・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

4. 福祉系施設（保健福祉医療系施設）

■対象施設

施設名	延床面積(m ²)	備考
いきいきセンター（老人憩いの家）	650.14	

■基本方針

・将来の更新時期等には大規模改修、改築、用途変更、廃止、統廃合、複合化等を視野に検討します。

・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

5. 行政系施設

■ 対象施設

施設名	延床面積(m ²)	備考
板柳町役場庁舎	3,463.38	
三千石屯所(1分団)	93.55	
赤田屯所(2分団)	90.54	
掛落林屯所(3分団)	88.55	
小幡屯所(3分団)	10.20	
飯田屯所(4分団)	84.46	
横沢屯所(5分団)	91.08	
深味屯所(6分団)	91.36	
大俵屯所(7分団)	91.72	
旧高増屯所(8分団)	93.52	
高増屯所(8分団)	86.12	
五幾形屯所(9分団)	90.54	
狐森屯所(10分団)	92.40	
柏木屯所(11分団)	90.54	
館野越屯所(12分団)	86.12	
上常屯所(13分団)	92.28	
范子屯所(13分団)	10.00	
下常屯所(14分団)	86.12	
沖屯所(15分団)	10.00	
夕顔関屯所(15分団)	79.20	
五林平屯所(16分団)	90.52	
一般廃棄物最終処分場	336.50	
汚物炉焼却炉(板柳町斎場内)	9.26	
ごみ収集所管理棟(地域整備課資材置き場)	6.48	
ごみ収集車車庫	149.00	
資源ごみ集積場倉庫	54.00	
除雪センター	536.00	
旧弘前地区消防事務組合板柳消防署	882.13	
消防庁舎(新築)	655.47	R2建設
冬季ごみ集積場管理棟(横沢)	82.64	
板柳町斎場	681.22	
消防署車庫(物置)	49.68	
7分団ポンプ車庫	9.74	
福祉センター	3,060.33	
職員住宅(表町)	63.18	
町営墓地	97.72	

■ 基本方針

・将来の更新時期等には大規模改修、改築、用途変更、廃止、統廃合、複合化等を視野に検討します。

・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

6. 公営住宅（町営住宅等）

■ 対象施設

施設名	延床面積(m ²)	備考
いたや北団地	839.27	
広栄団地	9,914.78	
双葉団地	3,100.73	
広栄団地集会所	149.88	
双葉町集会所	119.06	

■ 基本方針

- ・将来の更新時期等には適正規模を検討します。
- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

■ 既存の個別計画

板柳町公営住宅等長寿命化計画（令和2年3月改定）

7. 都市基盤施設（公園）

■ 対象施設

施設名	延床面積(m ²)	備考
横沢農村公園便所	9.93	
掛落林農村公園便所	10.89	
高増農村公園（物置、東屋、便所）	67.50	
桜づつみ公園（便所、物置）	52.99	
船岡公園 便所	4.96	
中央アップルモール（四阿、トイレ）	82.80	

■ 基本方針

- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。
- ・利用者の安全確保を第一に、適切な点検及び維持管理を実施します。

8. その他の施設等

■対象施設

施設名	延床面積(㎡)	備考
旧沿川第一小学校	2,752.42	
旧横沢駐在所	73.69	
旧商工会館	387.74	
旧畑岡小学校	1,103.10	
旧板柳第二小学校校舎	741.97	
旧沿川第二小学校	1,402.21	
旧沿川第一保育所	337.12	

■基本方針

- ・未使用施設については、売却・貸付け等を検討します。
- ・老朽化により供用廃止された資産については、十分な安全性確保を行うとともに取り壊しの検討もを行います。

9. 道路

■対象施設

町道、農道、林道

分類	数量等	
	実延長(m)	面積(㎡)
道路	町道 191,375.52	999,365.93

■基本方針

- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。
- ・利用需要の変化に応じ、道路網の再構築を検討します。

■既存の個別計画

舗装の個別施設計画（令和2年度）

10. 橋りょう

■対象施設

分類	数量等	
	実延長(m)	面積(㎡)
橋りょう	587.37	3,482.31

■基本方針

- ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全による長寿命化に努めます。

■既存の個別計画

板柳町橋梁長寿命化修繕計画（平成25年6月）

1.1. 下水道施設

■対象施設

分類		数量等	
下水道施設	水処理施設		面積(m ²)
		飯田・林崎地区水処理センター	330.30
		板柳東部地区水処理センター	666.08
		板柳中央地区水処理センター	708.01
	計	1704.39	

■基本方針

- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

1.2. 管渠

■対象施設

分類		数量等	
下水道施設		実延長(m)	
	管渠	29,279.00	

■基本方針

- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。
- ・利用需要の変化に応じ、管渠の再構築を検討します。